

神監1第261号  
平成20年12月17日

A 様

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	片 岡 雄 作
同	たけしげ 栄二
同	松 本 修

老人クラブに係る募金活動に関する住民監査請求について（通知）

平成20年11月26日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

## 第1 請求の要旨

平成20年11月26日付をもって受付けた住民監査請求書によると、請求の要旨は次のとおりである。

老人クラブ「サークルP」（以下「サークル」という。）で、「サークル」に全く無関係の個人募金が、「神戸市立Q地域福祉センター」内で、「サークル」の準拠する諸規則、規程、及び地域福祉センター施行規則等の許可を取らず、「サークル」の公式行事（事業計画外）に偽装、申請をした不法行為を住民監査請求する。

### (1) 不法行為者（全員「サークル」会員）

- ① X（不法行為のあった当時も現在も「サークル」の会長）
- ② Y（当時「サークル」R会のリーダーで、現在は「サークル」副会長）
- ③ Z（当時募金を行った「S会」の個人ボランティアで、現在「T支部」副会長）

### (2) 不法行為の内容

- ① 「神戸市の老人クラブ運営基準」の定義・組織・運営を図らず、「神戸市老人クラブ補助要綱」（以下「補助要綱」という。）の届出義務を怠っている。

募金を平成15年1月24日～17年10月25日まで34か月69回128,193円、4会計年度実行、しかも「補助要綱」の事業実績報告書に記載せず平成14～17年度の4会計年度にわたり、事業実績報告書の不実記載及び同行使を犯した。かつ文書確認を怠り、Zの自由裁量に委ねたことが主因。

- ② 平成19年5月18日本件の不法募金に対し関係者（X、B〈当時R会リーダー〉、A）

で和解条件として、慰労会費10,250円を「サークル」に返納させることで承諾した。同日「サークル」に返金があったとXから連絡あるにもかかわらず平成20年4月22日「サークル」の総会でZが「10,250円をT支部に寄付したが、平成19年度決算報告書に記載されていない」と発言した。「サークル」会計の元帳に平成19年9月9日付で出金しZに渡された。また、元帳の雑収入欄、同日付で相殺処理されている。

関係者の一方であるB、Aに相談なく、X、Y、Zら3人が共謀して出金した。横領、詐欺の疑いが濃厚である。

従って、「サークル」平成19年度決算報告の不実記載、同行使に当る。「補助要綱」違反。平成19年9月8日元帳に役員会開催、返金の謀議の疑い、納金時に役員会を開かず、組織にあらず。

- ③ 「サークル」は補助金の受領（権利）と義務及びペナルティーを全会員が共有している。事業（活動）計画は毎年4月総会に提案、了承のもとで毎月の行事予定表が配布され、これが公式行事だ。また、地域福祉センター使用料は会費と補助金で支払っている。

この「サークル」公式行事（月例会・R会）と届出た会場で「サークル」、事業計画に未承認、かつ「サークル」と無関係の募金を「サークル」リーダーが会員に向って、偽装のさも機関決定したかのごとく推せん、勧誘は今はやりのオレオレ詐欺に匹敵する悪質なもので、リーダーの概念に反し不条理な行為だ。

従って、3名（X、Y、Z）に対し、補助金の取消しと返還、及び募金を現状に戻すということを、行政の立場で厳正に監査し、実施されたい。

## 第2 受理できない理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為による当該地方公共団体の損害の発生の防止、補てんを目的とするものである。

従って、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、当該地方公共団体の執行機関又は職員が行った財務会計上の行為について、法令に違反している等の具体的な違法性又は不当性が主張されていることが必要である。

本件請求についてみると、請求人は、不法行為者として「サークル」の3名の会員を指定しているが、これらの者は神戸市職員には該当しない。

また、「サークル」において、無関係の団体が募金活動を行い、当該活動について「補助要綱」に基づく事業実績報告書に記載せず、また、慰労会費として使用した募金の一部を一旦「サークル」の収入として処理することで、請求人の言う不法行為者側と請求人側で和解していたにもかかわらず、行為者側が一方的に出金したことは、横領や詐欺の疑いが濃厚であるなどと主張しているが、これらは全て「サークル」自体の活動とは別の募金活動に関するものであり、住民監査請求の対象となる神戸市の財務会計上の行為には当たらない。

よって、本件請求は、地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理することができない。